



# 登録有形民俗文化財登録証

令和 2 年 3 月 16 日

第 47 号

武庫川女子大学近代衣生活資料	9,092点
着物類	2,417点
関連資料	5,693点
教育資料	982点

上記の文化財を文化財保護法第 90 条第 1 項の規定により文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和 2 年 3 月 16 日

文部科学大臣 萩生田 光





所有者の氏名又は名称	学校法人 武庫川学院
所有者の住所	兵庫県西宮市池開町137
登録有形民俗文化財の所在の場所	兵庫県西宮市(武庫川学院芸術館)
交付又は再交付の年月日	

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

### 備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならぬことになっています。

- 1 登録有形民俗文化財の所有者が変更したとき。
- 2 登録有形民俗文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- 3 登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。